

施策113

食の安全・安心の確保

【主担当部局：健康福祉部】

県民の皆さんとめざす姿

農水産物の生産や食品の製造・加工から流通・消費に至る全ての過程において、安全管理の定着、高度化が図られ、食の安全・安心が確保された社会が構築されています。さらに、高病原性鳥インフルエンザ等の食に関わる課題に対し、県民の皆さんへの影響を最小限に抑えられる体制が整備されています。

平成27年度末での到達目標

農水産物の生産や食品の製造・加工から消費に至る一貫した監視指導を行うことにより、安全で安心して食べられる食品が供給されています。また、食に関する危機管理体制の整備が進められています。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

進展度 *	B (ある程度進んだ)	判断理由	米穀の産地偽装事案の発生がありましたが、県民指標、活動指標の目標値をすべて達成しましたので、ある程度進んだと判断しました。
----------	----------------	------	---------------------------------------------------------------

【*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

県民指標

目標項目	23年度	24年度	25年度		26年度	27年度
	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
食品検査における適合率	/	100%	100%	1.00 (12月末実績)	100%	100%
	100%	100%	100%	4月末確定	/	/

目標項目の説明と平成26年度目標値の考え方

目標項目の説明	食品検査の対象食品のうち、「食品衛生法」の規格基準および「農薬取締法」の使用基準等に適合している食品と、不適合であったが適合するように改善した食品の割合
26年度目標値の考え方	食の安全・安心の確保には、確実に「食品衛生法」等の基準に適合していることが必要であり、100%達成を目標値として設定しました。

活動指標

基本事業	目標項目	23年度	24年度	25年度		26年度	27年度
		現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
11301 食品の安全・安心の確保 (健康福祉部)	自主衛生管理(HACCP手法)導入取組施設数	/	157施設	162施設	1.00	167施設	172施設
		152施設	159施設	163施設		/	/
11302 農水産物の安全・安心の確保 (農林水産部)	高病原性鳥インフルエンザ等家畜伝染病のまん延防止率	/	100%	100%	1.00 (12月末実績)	100%	100%
		100%	100%	100%		/	/

(単位：百万円)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
予算額等	498	304	222	268	
概算人件費		1,479	1,425		
(配置人員)		(164 人)	(155 人)		

平成 25 年度の取組概要

- ①食品監視指導計画に基づき、観光地における食中毒発生の予防対策を重点項目として、食品関係営業施設の監視指導を実施(監視施設数 13,682 件(平成 25 年 12 月末実績) 4 月下旬確定)
- ②食品監視指導計画に基づき、食中毒発生予防のために食品検査を実施し、適正化を図るとともに、不適合があったものに対する改善指導を実施(検査件数 1,939 件、不適合率 2.48%(平成 25 年 12 月末実績) 4 月下旬確定)
- ③HACCP 手法を導入した衛生管理プログラムからなる「三重県食品の自主衛生管理認定制度」を推進(新規取組開始施設 4 施設、取組施設数 163 施設)
- ④新しい食品表示制度である食品表示法に適正に対応するための知識を習得するための表示講習会の実施(11 回開催)
- ⑤食品表示の適正化を図るため、食品監視指導計画に基づき監視指導を実施(1,770 施設(平成 25 年 12 月末実績) 4 月下旬確定)
- ⑥牛海綿状脳症(BSE)対策特別措置法施行規則が改正されたことから、これまで実施してきた全頭検査を見直し、平成 25 年 7 月 1 日から 48 か月齢超の牛について検査を実施(検査結果は全頭陰性)
- ⑦消費者や食品関連事業者、学識経験者などの意見を施策に反映させるための「食の安全・安心確保のための検討会議」の開催(3 回)、若年層へ効果的に食の安全・安心に関する情報を提供する手法の検討
- ⑧米トレーサビリティ法に基づく通常の監視指導の実施(187 件)、米穀の産地偽装の再発防止などに向けた、三重県食の安全・安心の確保に関する条例の改正に伴う基本方針の見直しや米穀取扱事業者を対象とした特別監視指導の実施(28 件)、コンプライアンス研修会の開催
- ⑨高病原性鳥インフルエンザ対策対応マニュアル講習会や初動対応演習等の実施など、農家段階での危機管理体制を強化するための取組、県産肉用牛の放射性物質検査等の実施
- ⑩家畜伝染病の発生予防、予察及びまん延防止に向けた、家畜防疫・経営指導をはじめ、衛生面での危機管理意識の徹底
- ⑪県産農産物の安全・安心を確保するためのGAP導入に向けた産地の取組に対する支援
- ⑫農薬、肥料の適正な流通を確保するための立入検査の実施(356 件)、農薬の適正使用の推進を図る農薬指導管理士の資質向上に向けた研修会の開催

平成 25 年度の成果と残された課題(評価結果)

- ①観光地のホテルや旅館等で、ノロウイルスによる食中毒が発生したことから、引き続き、食中毒発生の取組が必要です。
- ②腸管出血性大腸菌及びカンピロバクターによる食中毒が発生し、食肉、食鳥肉等の取扱い施設がその原因施設となっていたことから、これらの施設への重点的な監視指導が必要です。

- ③食品監視指導計画に基づき計画的に食品検査を実施し、不適合があった場合は事業者に対して速やかに改善するよう指導を行いました。今後も県内に流通する食品の安全・安心確保のため、計画的に検査を実施することが必要です。
- ④「三重県食品の自主衛生管理認定制度」を多くの事業者に普及するために、事業者等が制度を理解し積極的に取り組むよう働きかけました。地域による偏りはある程度縮小しましたが、まだ取り組む施設の少ない地域の事業者への働きかけが必要です。
- ⑤（一社）三重県食品衛生協会が実施する自主的な衛生管理活動である巡回指導と連携し、表示制度を周知するとともに、表示の適正化に向けた監視指導を行いました。県内で発生した米穀の産地偽装事案の問題もあり、食品表示の適正化に向けたさらなる取組の推進が必要です。
- ⑥食品衛生法、JAS法、健康増進法の食品表示に関する規定を一元化する食品表示法が6月に公布されました。詳細については、今後、政令等で定められることから、その内容について情報収集に努めるとともに、消費者、事業者への周知が必要です。
- ⑦牛海綿状脳症（BSE）対策特別措置法施行規則が改正されたことから、これまで実施してきた全頭検査を見直し、平成25年7月1日から検査対象を48か月齢超としました。今後も、48か月齢超の牛についてBSE検査を実施することが必要です。
- ⑧消費者や食品関連事業者、学識経験者から食の安全・安心確保のための県の方策に関する意見を聞くための「食の安全・安心確保のための検討会議」を開催（3回）し、「三重県食の安全・安心基本方針」の見直しや「三重県の食の安全・安心行動計画」策定にあたっての参考としました。また、大学生と連携して、若年層への『食の安全・安心を伝えるしくみづくり』に関する検討を行い、大学生のアイデアを活かして「しおり」を制作し、県内大学の図書館に配布しました。
- ⑨米トレーサビリティ法等に基づく通常の監視指導を実施（120件（集計中））したほか、県内で米穀の不適正な流通が発生したことをふまえ、三重県食の安全・安心の確保に関する条例の改正に伴って基本方針の見直しを行いました。また、米穀取扱事業者を対象に特別監視指導を実施（28件）し、その結果をホームページで公表するとともに、コンプライアンス意識の醸成を目的とした研修会を開催しました。再発防止に向け、監視体制の強化や法令遵守の徹底などを図る必要があります。
- ⑩高病原性鳥インフルエンザの防疫体制の強化に向け、防疫作業関係者などを対象にした防疫研修会（8地区）や専門家による講演会（1回）、マニュアルの改善に向けた検討会など（6回）を開催しました。また、県産牛の放射性物質に係る全頭検査に取り組み、全頭で基準値以下であることを確認しています。
- ⑪家畜伝染病の発生予防、予察及びまん延防止のため、農家巡回指導のほか、家畜伝染病予防法に基づく検査を実施しました。家畜伝染病予防法に定める監視伝染病のうち、重大な家畜伝染病の発生はありませんでした。重大な家畜伝染病発生に備え、引き続き、家畜防疫の取組を維持、強化するほか、侵入リスクの軽減を図るため、飼養衛生管理基準の徹底を進めていく必要があります。
- ⑫県産農産物の安全・安心を確保するため、産地のGAP導入に向けた取組を支援しました。GAP導入産地は69産地（集計中）と前年度を31産地（集計中）上回りました。
- ⑬農薬、肥料の適正な流通を確保するため、販売事業者等に対して立入検査を実施（239件（集計中））しました。また、平成26年度から、県公共工事におい農薬管理指導士の立会が義務付けられることから、資格更新時の研修会や研修効果確認試験の実施など資質向上に向けた取組を行いました。引き続き、農薬管理指導士の確保と資質向上に取り組む必要があります。

- ①引き続き多くの観光客が訪れることが見込まれることから、ノロウイルス等による食中毒の発生を未然に防止するため、観光地の飲食店（大規模旅館やレジャー施設等）をはじめ、集団給食施設や食品製造施設に対して食品取扱者の健康管理を含めた監視指導を行います。
- ②食の安全確保のため、危害発生のリスクに応じた施設の監視指導を引き続き実施するとともに、腸管出血性大腸菌やカンピロバクターによる食中毒の発生を未然に防止するため、食肉、食鳥肉等の取扱施設に重点をおいて監視指導を行います。
- ③計画的に食品の残留農薬検査、微生物検査等を実施するとともに、衛生基準等に不適合があった場合は事業者に対して改善するよう指導します。
- ④「三重県食品の自主衛生管理認定制度」について、取り組む施設の少ない地域の事業者を中心に普及を促し、自主衛生管理に取り組む事業者の増加につなげます。
- ⑤食品表示の適正化に向け、引き続き監視を実施するとともに、(一社)三重県食品衛生協会との連携を強化し、食品表示制度の周知の徹底に取り組みます。
また、米穀の食品表示の確認のためDNA検査等を行い、不適正表示の未然防止に努めます。
- ⑥平成 25 年 6 月に公布された食品表示法に対応できるよう、消費者庁を始めとする関係機関からの情報収集に努めるとともに、消費者、事業者等への周知を図り、新しい制度へのスムーズな移行をめざします。
- ⑦と畜検査、食鳥検査とともに、引き続き、48 か月齢を超える牛の B S E 検査を実施します。
- ⑧危機管理の観点から、食の安全を脅かすリスクの軽減に向けた取組を推進するとともに、危機発生時には、「三重県危機管理計画」に基づく体制のもと、関係部局が連携して、迅速かつ的確に対応します。
- ⑨「食の安全・安心確保のための検討会議」を引き続き開催し、食の安全・安心に向けた県の取組に対する委員の意見などを施策に反映させていきます。
- ⑩米穀の産地偽装などの再発防止と、県民の皆さんの食の安全・安心に対する不安解消・信頼回復を図るため、国との連携強化による監視指導の充実や監視指導する専任職員の配置など監視指導体制を強化するとともに、コンプライアンス研修会等の開催や新たに設置するコンプライアンス推進員による巡回指導などにより、米穀取扱事業者等のコンプライアンス意識の醸成を図ります。
- ⑪高病原性鳥インフルエンザの防疫体制を強化するため、防疫研修会や防疫演習等を実施します。また、放射性物質にかかる県産牛の検査については、これまでの検査結果や消費者のニーズ等をふまえて取り組みます。
- ⑫畜産農場自ら、生産ロスの低減や危害要因の発生を未然に防止するため、農場 H A C C P の概念を取り入れた養豚・養鶏農場における生産衛生管理の推進などに取り組みます。
- ⑬県産農産物の安全・安心の一層の確保に向け、生産現場で G A P 導入を支援する指導者を育成するとともに、県内の優良事例などの情報提供や普及啓発などを通じて産地への G A P 導入を推進します。
- ⑭農薬、肥料の適正流通・使用に向け、販売事業者等への立入検査による監視・指導を計画的に実施します。また、農薬管理指導士の確保に向け、農薬管理指導士の活動の P R を行うとともに、引き続き、資質向上に向けた、認定試験を受ける前に行う研修内容の充実、資格更新時における研修会や研修効果確認試験の実施などに取り組みます。

* 「○」の着いた項目は、平成 26 年度に特に注力するポイントを示しています。